

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券(優先出資証券(共同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。))が、次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 上場株式数(優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいう。以下同じ。))が2,000単位(1単位は、単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数(商法221条第1項の規定に基づき会社が定めている1単元の株式の数をいう。以下同じ。))をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいい、優先出資証券にあっては1口をいう。以下同じ。))以上の銘柄であるとき(その発行者が自己株式取得決議(有価証券上場規程第3条第2項第6号に規定する自己株式取得決議をいう。以下同じ。))を行った場合であって、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数(当該決議による既に取得している自己株式の数を除く。以下同じ。))を上場株式数から減じた結果第5条第1項第1号に規定する単位に満たないこととなるときを除く。))</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。))が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものと</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券(優先出資証券(共同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。))が、次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 上場株式数(優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいう。以下同じ。))が2,000単位(1単位は、単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数(商法221条第1項の規定に基づき会社が定めている1単元の株式の数をいう。以下同じ。))をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいい、優先出資証券にあっては1口をいう。以下同じ。))以上の銘柄であるとき。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。))が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するも</p>

する。

- (1) (略)
- (2) 上場株式数が、1万単位以上の銘柄であるとき(その発行者が自己株式取得決議を行った場合であって、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数を上場株式数から減じた結果第6条第1項第1号に規定する単位に満たないこととなるときを除く。)

- (3) ~ (12) (略)
- 2 ~ 8 (略)

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 上場銘柄のうち地場銘柄である貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

- (1) 上場株式数が9,500単位に満たない銘柄であるとき。

- (2) ~ (4) (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(1)a及びcの規定は、前項第1号に規定する上場株式数の取扱いについて、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第2号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)及び(c)の規定は、前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第2号bに規定する株主数について準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)及び(c)の規定を除く。)

この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(1)c中「2,000単位」とあるのは「9,500単位」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)及び(c)中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替

のとする。

- (1) (略)
- (2) 上場株式数が、1万単位以上の銘柄であるとき。

- (3) ~ (12) (略)
- 2 ~ 8 (略)

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 上場銘柄のうち地場銘柄である貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

- (1) 上場株式数が1万単位に満たない銘柄であるとき。

- (2) ~ (4) (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(1)a及びcの規定は、前項第1号に規定する上場株式数の取扱いについて、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第2号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)及び(c)の規定は、前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第2号bに規定する株主数について準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)及び(c)の規定を除く。)

この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)及び(c)中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

えるものとする。

3 (略)

付 則

この改正規定は、平成15年10月1日から施行する。

3 (略)